

令和 2 年度事業計画書案

(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)

1 基本方針

本団を取り巻く環境は、低金利による資産運用益の減少、施設、機器の老朽化にともなう修繕費用の負担増等が大きく影響し、益々厳しさを増しております。また、近年、常態化した夏季高水温等による平成 30 年産アワビの生残率の低下及び令和元年産サザエの成長不良によって、負担金収入の減少が予想されます。しかしながら、令和 2 年度も節電、消耗品の節約等効率的な事業運営を図り、第 7 次京都府栽培漁業基本計画に基づき、マダイ、アワビ等の種苗生産、放流事業を実施し、京都府漁業の振興と栽培漁業の推進に貢献できますよう努めてまいります。

具体的な放流目標数は、マダイ、アワビ、サザエのすべての魚種で昨年度と同一で、マダイは全長 50mm、50 万尾、アワビは殻長 30mm、23 万個、サザエは殻高 15mm、35 万個となります。

また、トリガイ種苗の中間育成目標数も昨年度と同一で、殻長 10mm54 万個を漁業者に配布します。

昭和 56 年に開所以来、39 年間を経過した京都府栽培漁業センターでは、飼育水の安定的確保のために、一昨年、破損に伴い更新した高架水槽の給水管の増設が急務であるとともに、設置後それぞれ 34 年、30 年を経過した 3 号、4 号海水濾過器の腐食老朽化の進行、そして設置後 20 年を経過し、老朽化が目立つ紫外線殺菌装置による取水海水の殺菌能力の低下等、中核設備及び施設全体の老朽化が進んでおります。

このような現状から、栽培漁業センターの種苗生産能力は低下してきておりますが、本団としましては、職員一同で様々な工夫をすることにより、現有施設の効率的運用に最大限注力しつつ、本府栽培漁業の推進に貢献できるよう努めていきたいと考えております。

2 事業

(1) 海洋生物資源の種苗生産・放流及び種苗供給等に関する事業

京都府の栽培漁業基本計画に基づき、京都府栽培漁業センターにおいて、次のとおり種苗を生産・放流することにより、重要海洋生物の資源保護及び漁業経営の安定並びに水産物の安定供給に貢献します。

さらに、昨年度実施したヒラメ、クロダイ種苗の斡旋についても、引き続き対応させていただく予定です。

- 1 マダイ 全長 50 mm 以上の種苗を 50 万尾以上生産・放流する
(全長 50 mm 以上の種苗を 50 万尾以上生産・放流する)
- 2 アワビ 殻長 30 mm の種苗を 23 万個生産・放流する
(殻長 30 mm の種苗を 18 万個生産・放流する)
- 3 サザエ 殻高 15 mm の種苗を 35 万個生産・放流する
(殻高 15 mm の種苗を 35 万個生産・放流する)
() 内は京都府栽培漁業基本計画の数字

(2) 大型アワビの種苗生産・種苗配付斡旋に関する研究開発事業

アワビ類の中で最も高級な食材であるクロアワビの陸上養殖業を京都府北部地域で新たに起こし、発展させるために、殻長 5 cm 以上の大型クロアワビの種苗生産及び養殖技術の開発を行い、生産した種苗を府内の養殖業者に配付するとともに、養殖技術の指導と普及に引き続き努めます。

配付目標数は、殻長 65 mm 以上で、1,000 個以上とします。

(3) トリガイ中間育成委託事業

京都府が独自に技術開発したトリガイ養殖（育成）の一層の発展に寄与するため、種苗の中間育成技術の改善と種苗の安定供給に努めます。

種苗の中間育成目標は、殻長 10mm54 万個とします。

(4) 土地の賃貸に関する事業

本団が所有する土地に関して、国立研究開発法人水産研究・教育機構（日本海区水産研究所宮津庁舎）と賃貸契約を結び、重要海洋生物の種苗生産技術の開発・研究を実施している日本海区水産研究所宮津庁舎の用地（貸付面積：19,711.27 m²）として利用してもらいます。

なお、収益の 50%超は公益目的事業に用います。